

# 八潮市環境報告書

令和2年度版



八 潮 市

# 目次

第1章 八潮市の概要	1
1. 八潮市の概況	1
2. 八潮市の自然	1
第2章 各種計画	4
1. 計画の位置付け	4
2. 第5次八潮市総合計画	5
3. 第2次八潮市環境基本計画	6
4. 八潮市地球温暖化対策実行計画（事務・事業編）	7
5. 日常業務における環境配慮の推進	8
6. 環境管理システム	8
第3章 第2次八潮市環境基本計画達成状況	9
1. 自然環境分野	11
2. 生活環境分野	13
3. 快適環境分野	15
4. 地球環境分野	17
5. 環境活動分野	19
第4章 八潮市地球温暖化対策実行計画（事務・事業編）における進捗状況	20
1. 住宅用太陽光発電の設置に対する補助金	21
第5章 日常業務における環境配慮の推進	22

第6章 公害	24
1. 公害等苦情の発生状況	24
2. 騒音	25
3. 振動	25
4. 悪臭	25
5. 公害防止条例に基づく工場届出数	28
6. 河川等の水質	29
第7章 生物多様性の保全と対策	37
1. 鳥獣の捕獲等	37
2. 特定外来生物の防除	37
3. 絶滅のおそれがある生物の保全	38
第8章 環境に関する活動	39
1. 環境審議会	39
2. 環境関連イベント	39
第9章 資料編	40
1. 係の事務分掌	40
2. 八潮市環境行政の経緯	42
3. 公害防止対策優良工場	45
4. 公害防止設備資金利子補給金	45
5. 環境関連例規（主要）	46

# 第1章 八潮市の概要

## 1. 八潮市の概況

本市は、埼玉県東南部に位置し、東は三郷市、南は足立区・葛飾区、西と北は草加市に接しており、市の面積は18.02km<sup>2</sup>です。市内には、中川・綾瀬川・圀川・大場川・伝右川の一級河川が流れ、北足立台地と野田台地にはさまれた中川低地の南端に位置しています。

昭和30年代の工場誘致条例の制定や東武伊勢崎線と営団地下鉄（現東京メトロ）日比谷線との相互乗り入れにより、都心との直結等を契機として人口が緩やかに増加しました。その後昭和40年代後半に入って人口は急速に増加し、以降は安定していましたが、平成17年のつくばエクスプレスの開通以降は再び増加に転じています。

令和3年3月31日現在、人口は92,496人、世帯数は48,029世帯となっています。

本市の産業は、昭和35年の工場誘致条例の施行を契機に、かつての農業主体の産業構造から大きく変化してきました。農業では、近年、農家数、経営耕地面積ともに減少傾向を示していますが、地産地消の取組や都内への直接流通等、多様な販路を開拓しています。商業では、近隣都市において郊外型店舗の開業が相次ぐ中、本市においてはつくばエクスプレス八潮駅の開業に伴う商業集積が進みました。工業では、金属製品製造業をはじめとした多様な業種の集積が進み、本市の産業の中心に成長していますが、小規模な事業所は減少傾向にあります。

## 2. 八潮市の自然

本市は中川、綾瀬川、大場川などの河川や葛西用水、八条用水などの水路による水辺の環境に囲まれています。自然の河川は洪水のときに上流からたくさんの土砂を運び、「自然堤防」という地形を作ります。

自然堤防は標高が周りよりも少し高くなっているため、水はけがよく、昔から家屋が建築されたり、畑が作られたりしておりました。自然堤防の背後には「後背湿地」ができます。後背湿地は水がたまりやすく、水はけが悪いために、古くから水田に利用されてきました。この水田に水を運ぶために、葛西用水や八条用水に代表される水路網がめぐらされてきました。かつての本市域ではこのような土地利用が行われてきましたが、現在では都市化が進み市街地の範囲が広がっています。

しかしながら、市内には、市街化が進みつつあるなかで、河川、用水、屋敷林、田園、公園と人が自然とふれあうことのできる空間がまだ残っています。そのような残された自然の実態を把握するため、また、市民の皆さんに知っていただくため、平成23年度から平成24年度にかけて自然環境調査を実施しました。この調査は、市民及び市内で活躍する環境団体の協力により、市内の自然の特徴を代表する

「和井田家」、「中川鶴ヶ曾根」、「松之木公園」、「大曾根ビオトープ」の4か所で行いました。

この調査の結果から、それぞれの環境の特徴や、現在の八潮市の自然の一端を知ることができます。



### 和井田家

昔からある屋敷林であり、歴史的な重要文化財として敷地内の樹木が保存されています。植生している樹木には、防火林、防風林、非常食、薬草、霊木などの役割があります。人が生活の中で使っていた樹木や草花を多く見ることができ、周辺の水田や水路でも動植物が息づいています。



### 中川鶴ヶ曾根

中川の原風景が見られる場所です。河川敷には樹林地や草地が広がっており水辺にも近づけるところがあります。また、人の手が入らない自然環境もあり生き物がたくさん集まってくるため、ノウルシ、ノカラムツ、シロバナサクラタデなどの希少な植物も生育し、従来の生態系が復活する可能性があります。しかし、このような場所は外来生物が生息しやすい環境でもあるため、外来生物を駆除する必要があります。



### 松之木公園

人工的な環境にも関わらず、多くの鳥が飛んできて木々の果実をついばみ、小さな草花の花には、ミツバチや小さな昆虫が訪れるのが見られます。公園内には多様な樹木が植えられ、近くの葛西用水では水辺の動植物が観察できます。



### 大曾根ビオトープ

綾瀬川の河川敷に池とその周辺にヨシを中心とした湿地帯が広がっています。1日に2回、潮の満ち引きによって、綾瀬川からの水がビオトープの池に入ったり出たりしているため、常に湿地が維持されなければ生息できないタコノアシ、カワヂシャ、ゴキヅルなどの希少生物が生育しており、保護が必要となっています。

## 八潮市の自然から見る四季

### ～春～ ノウルシ

中川河川敷にあるノウルシの移植地は、春になると黄色い花を咲かせ地面一面を黄色に染めます。また、黄色い花は、虫たちを引き寄せ生き物の活気が感じられます。



### ～夏～ 和井田家

水田の稲が青々と育ち、屋敷は濃い緑色に囲まれます。暑く、ガラガラとさす日差しの中では、屋敷林からセミの鳴き声が聞こえてきます。



### ～秋～ ヒメアカタテハ

ヒメアカタテハは、きれいなオレンジ色をしており、人家や畑の周りなどの開けた明るい場所でよく見られます。秋は、木々が紅葉し、きれいな色をした生き物に出会える季節です。



### ～冬～ ヒドリガモ

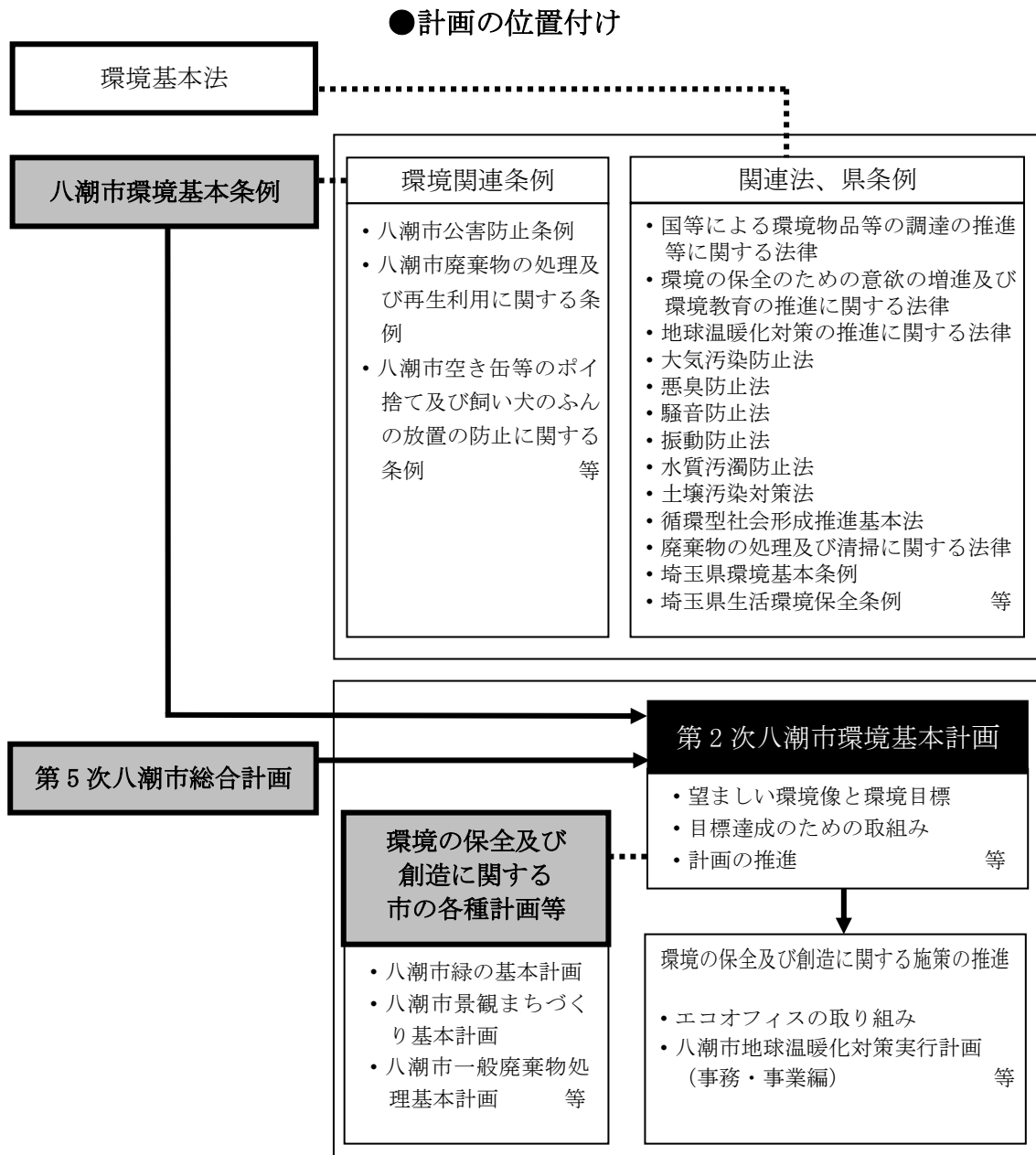
冬には、川や池などで越冬しにやってきた水鳥が見られるようになります。冬鳥のコガモやヒドリガモは、この時期にやってきて、暖くなる頃には北国に帰っていきます。



## 第2章 各種計画

### 1. 計画の位置付け

環境基本計画は、八潮市環境基本条例第8条に基づく計画であり、環境保全等の基本的な方向を示します。



## 2. 第5次八潮市総合計画

本市では、市政を総合的かつ計画的に推進するとともに、市民と行政がともに目標を共有し、より一層市民主体のまちづくりを進めるため、平成28年度から令和7年度までを目標年次とする「第5次八潮市総合計画」を策定しました。

今後は、この総合計画を本市の最上位計画として、基本構想に掲げた将来都市像の実現に向け施策を推進することとなります。

### (1) まちづくりの基本理念

八潮市自治基本条例では、自治の基本理念として「市民が自治の主体者である」ことを定めています。また、自治の4つの基本原則と、まちづくりの4つの基本原則を定めています。

第5次八潮市総合計画においては、この自治基本条例における自治の基本原則とまちづくりの基本原則を踏まえ、「共生・協働」「安全・安心」をまちづくりの基本理念としています。

### (2) 将来都市像

第5次八潮市総合計画では、本市の将来都市像を次のように定めています。

#### 「住みやすさナンバー1のまち 八潮」

本市には、世代を超えた交流や、互いに尊重し、支え合う地域コミュニティや、歴史と文化があります。これらを継承し、誰もが学び、ふれあい、喜びを分かち合えるまちとなっています。

また、本市は、都心に接近した交通利便性の高いまちであり、身近に水辺がある自然を感じられるまちです。この恵まれた利便性や自然環境が活かされ、都市基盤の整備が進み、快適でやすらぎのあるまちとなっています。

市民と行政がともに力を合わせてまちづくりを進め、子どもからお年寄りまでのすべての人々が将来にわたって元気に、いきいきと、笑顔で暮らすことができるまちとなっています。

一人ひとりにとって、八潮市に住むこと、住み続けることを誇りに思える「住みやすさナンバー1のまち」となっています。



### 3. 第2次八潮市環境基本計画

#### (1) 目的

環境基本計画は、八潮市環境基本条例第8条の規定に基づき、条例の基本理念を実現することを目的としています。市、市民、事業者が、ともに力を合わせて、人と自然とが共生できる良好な環境を保全及び創造し、環境への負荷の削減を推進し、環境基本条例に示す「水と緑にふれあえる、環境にやさしいまち八潮」を創りあげていくことを目指しています。そして、実現するため分野別に5つの目標を設定し、各施策に取り組んでいます。

#### ■環境目標

<p>①自然環境分野 きれいな水と豊かな緑に恵まれ、人と自然がともに生きるまち</p> <p>発展を続ける都市づくりとの調和を図りつつ、きれいな水と豊かな緑に恵まれた八潮の自然を守り、自然とふれあいながら生活を営んできた暮らしを財産として、次の世代に引き継ぎます。</p>	<p>③快適環境分野 快適でいつまでも住み続けたいと思うまち</p> <p>公園や緑地及び遊歩道を整備し、バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れ、自然環境と調和したまちづくりを進めていきます。また、地球温暖化対策の視点も取り入れるとともに、まちの美化や清潔さを保ち、生活の快適性を実現していきます。</p>
<p>②生活環境分野 健康で安心した生活を送ることができるまち</p> <p>公害の未然防止の観点から、大気汚染や水質汚濁、土壌汚染などの対策を講じるとともに、人の健康や自然の生態系を脅かす有害化学物質などによる問題に対応し、健康で安心した生活を送ることのできる環境を確保していきます。</p>	<p>④地球環境分野 温室効果ガスやごみの排出量が削減された地球環境を守るまち</p> <p>市、市民、事業者などそれぞれの立場から、ごみ減量やリサイクルなどの省資源の推進、省エネルギー、再生可能エネルギーの導入及び低炭素型のまちづくりなどを通じて、持続可能な循環型社会を構築していきます。</p>
<p>⑤環境活動分野 みんなが環境への思いやりを持ち環境活動に参加するまち</p> <p>人々のネットワークづくり、活動の場や機会の提供、活動を促進するための仕組みづくりなどを通じて、地域での自主的、積極的な環境活動を推進します。</p>	

#### (2) 期間

第2次環境基本計画の期間は、平成28年度から令和7年度までの10年間とします。

ただし、環境の保全等は、短期間に達成しうるものではありません。持続可能な社会の実現に向けて、21世紀半ばを見据え、長期的な視野で取り組んでいきます。

また、本市を取り巻く環境や社会の状況の変化に的確に対応するため、概ね5年ごとに計画を見直し、必要に応じて計画を改定します。

#### 4. 八潮市地球温暖化対策実行計画（事務・事業編）\*

##### （1）目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、市内の省エネなどに関わる取組を推進し、温室効果ガス排出量を削減することを目的とします。

##### （2）目標

本計画では令和2年度における温室効果ガス総排出量を4,308t-CO<sub>2</sub>とする（平成26年度における総排出量と比較して、329t-CO<sub>2</sub>削減する）ことを目標とします。

温室効果ガス 排出量	基準値 <sup>※1</sup> (基準年度：平成26年度)	目標値 <sup>※2</sup> (令和2年度)
	4,637t-CO <sub>2</sub>	4,308t-CO <sub>2</sub>

※1 基準値は、第5次八潮市総合計画における成果指標を示します。

平成21年度の計画策定時の対象範囲における温室効果ガス排出量です。

※2 目標値は埼玉県の中期目標に準じて設定しました。埼玉県が平成26年度に改定する予定だった削減目標値である、「令和2年までに平成17年度比17%削減」を参考にしました。（八潮市の平成17年度推計値は5,191t-CO<sub>2</sub>）

##### （3）期間

計画の改定に伴い、計画期間を平成28(2016)年度から令和7(2025)年度の10年間とします。また、本計画の基準年度は、平成26(2014)年度とします。

##### （4）対象範囲

本計画の対象範囲は、本市の事務及び事業を行うすべての組織や施設とします。指定管理者に施設運営を委託している場合であっても、施設の所有権は、本市にあるため、対象とします。

なお、一部事務組合において行う事務及び事業については、それぞれの一部事務組合の実行計画の対象となるため、本市の実行計画においては、対象としません。

##### （5）対象とする温室効果ガス

二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）、三ふっ化窒素（NF<sub>3</sub>）とします。

\* 八潮市地球温暖化対策実行計画（事務・事業編）より一部抜粋

## 5. 日常業務における環境配慮の推進

日常業務の中で実践できる、環境配慮の取組の指標として、紙・水使用量、ごみ排出量を把握します。職員一人ひとりが、日頃から身近な省エネ、省資源活動に努めていきます。

## 6. 環境管理システム

環境管理システム（EMS）とは、自主的に環境改善・保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて継続的に取り組んでいくための体制や手続きの仕組みを定めたものです。

八潮市EMSを推進する中でPDCAサイクルにのっとり、目的に応じた目標を設定、実行し、評価・改善しながら継続的な取組を行うことでより良い環境の実現を目指します。

八潮市EMSには3つの目的があります。

- ①第2次八潮市環境基本計画の運用・管理
- ②八潮市地球温暖対策実行計画（事務・事業編）の運用・管理及び温室効果ガス排出削減取組の推進
- ③日常業務における環境配慮の推進

各種事業の成果をこの報告書で環境審議会に報告するとともに、公共施設での閲覧、市のホームページなどを通じて市民に公表します。

## 第3章 第2次八潮市環境基本計画達成状況

計画の各指標について、進捗状況を報告します。報告の内容は実績と事業の評価（内部評価）です。

### 第2次八潮環境基本計画における事業の評価（内部評価）

八潮市EMSでは、八潮市、職員としての取組の方法・結果を評価することで、職員の意識の向上、取組の更なる改善を促し、環境に配慮した施策・事務活動を推進します。

#### ・評価の基準

各所属の取組状況は、下表の評価基準に従って評価します。

評価	評価基準
S 優良事項	目標を達成。特に工夫している事項であり、他の部門の模範となるような取り組みを実施している。
A	目標を達成。
B	目標値を 75 %以上達成。
C	目標値を 50 %以上達成。
D	目標値の 50 %未満。

#### ・目標達成率の算出方法

各事業における、各年度の実績値が目標値に対してどの程度まで達成されているかを示しています。

算出式は次ページに記載しています。

【算出式】

(a) 目標とする値が、計画期間中、実績を継続的に積み上げていくものである場合

$$\text{目標達成率 (\%)} = \frac{(\text{当該年度実績値} - \text{計画策定時実績値})}{\frac{(\text{目標値} - \text{計画策定時実績値})}{10} \times \text{計画取り組み年数}} \times 100$$

例) 市内における太陽光発電の発電容量 (累計) :

目標値 9, 640 kW、計画策定時実績 6, 732 kW

※ 10年間の目標に対して、1年ごとに到達するべき値になっているかをチェックする。

(b) 目標とする値が、計画期間中、実績を継続的に積み上げていくものでなく、当該年度あたりの実績をカウントする場合

$$\text{目標達成率 (\%)} = \frac{\text{当該年度実績値}}{\text{目標値}} \times 100$$

例) イベントでの簡易水質調査回数 : 目標値 2回/年

# 1 自然環境分野 ーきれいな水と豊かな緑に恵まれ、人と自然がともに生きるまちー

環境基本計画			関連指標		実績			目標達成度 に対する 評価	算出式 (a/b)	担当課
方針	施策の方向	施策	指標	目標値	計画策定時	R2年度	累積			
1. 八潮らしい自然の 保全とふれあいの確保	緑化の推進	1-1-2 緑と花いっぱい運動の 推進	市民花壇の 設置数	20か所	6か所	0か所	11か所	C	a	公園みどり課
		1-1-4 屋上緑化・ 壁面緑化等 の推進	公共施設等 における 屋上緑化	5か所	1か所	0か所	1か所	D	a	環境リサイクル 課、公園みどり 課、開発建築課
		1-1-5 市民との協 働による緑 化活動の推 進	生垣設置の 奨励	200m	0m	0m	0m	D	a	公園みどり課
2. 生物多 様性の保全 及び利用	生き物の生 息・生育空 間の確保	1-2-2 ビオトープ 等の保全と 水と緑の ネットワーク 化の推進	市民団体に よるビオ トープの管 理運用件数	2件	1件	1件	1件	D	a	環境リサイクル 課
3. 都市型 農業による 環境保全機 能の維持・ 増進	環境保全型 農業の推進	1-3-1 環境保全型 農業の推進	エコファー マー数	30人	26人	0人	0人	D	a	都市農業課
		1-3-2 農業後継者 の育成	認定農業者 数	30人	27人	0人	43人	A	a	都市農業課

## ● 総括

自然環境分野については、6指標を掲げており、目標達成度に対する評価はA（目標を達成）が1指標、C（目標値を50%以上達成）が1指標、D（目標値の50%未満）が4指標となっています。

### 1. 八潮らしい自然の保全とふれあいの確保

#### 緑化の推進

市民花壇の設置については、新規での設置はありませんでしたが、今後に向けて設置場所等の調整を行いました。また、生垣の設置については成果があがっていないため、制度の周知等をより一層行うよう努めます。公共施設等における屋上緑化については、対応できる施設が無く、新たに建設した建物も無いため、屋上緑化の推進が図れませんでした。現在は八潮消防署の1か所にあり、その他公共施設においては緑のカーテン等の緑化を行っております。

### 2. 生物多様性の保全及び利用

#### 生き物の生息・生育空間の確保

平成21年度に「大曽根の湿地ビオトープを守る会」と協定を結んでおり、草刈り等の整備を行うなどして、ビオトープの維持管理に努めています。引き続き大曽根ビオトープの適切な管理を行うとともに、新たなビオトープの候補地の調査・研究を行います。

### 3. 都市型農業による環境保全機能の維持・増進

#### 環境保全型農業の推進

農業経営基盤強化促進法に基づき、認定農業者の認定を行っています。指標としていたエコファーマー登録者数については、エコファーマー認証マークの使用料がかかることや、有機野菜や減農薬は当然の取組みとして認識されてきたことから、更新申請を行う農家がないため、目標達成には至りませんでした。

## 2 生活環境分野 —健康で安心した生活を送ることができるまち—

環境基本計画			関連指標		実績			目標達成度に対する評価※1	算出式(a/b)	担当課				
方針	施策の方向	施策	指標	目標値	計画策定時	R2年度	累積							
1. 生活環境の保全	河川水質の改善	2-1-1 公共下水道の整備・中川流域下水道の建設	普及率	87.0%	74.7%	1.0% (0.9%) ※2	81.2% (77.7%) ※2	A	a	下水道課				
		2-1-2 水洗化の促進	水洗化率	96.0%	88.6%	0.5%	92.1%	B	a	下水道課				
		2-1-6 河川浄化対策の推進	イベント等での簡易水質調査回数	2回/年	1回/年	0回/年	60% (前年度比±0%)	—	—	b	環境リサイクル課			
			市内の河川の水質基準達成率	65%	50%	1回/年						A	a	環境リサイクル課
			広報紙等による啓発回数	2回/年	2回/年	1回/年								
2. 有害化学物質等の対策	化学物質に関する情報提供と適正管理の推進	2-2-2 食の安全に係る情報の提供	食中毒に関する広報紙への情報提供回数	1回/年 (広報紙)	1回/年 (広報紙) 3回/年 (料理教室にて)	1回/年 (広報誌)	A	b	健康増進課					
			食の安全にかかるとの情報提供回数	随時	消費生活展などで参加団体が啓発活動を行った。	随時				—	b	商工観光課		
		2-2-3 住環境における有害化学物質に係る情報提供	有害化学物質にかかる情報提供回数	1回/年	1回/年	1回/年	A	—	b	環境リサイクル課				
			有害化学物質(シックハウス症候群)の情報提供回数	1回/年	随時	随時					A	b	開発建築課	
			2-2-5 アスベスト対策	情報提供回数	随時	随時								A

※1 新型コロナウイルス感染拡大防止等の観点から、予定していた取組が実施できず、目標値の50%未満となったものについては、—(未評価)としている。

※2 ( )内の数値は、総務省方式で算出した公共下水道の整備普及率実績で、外国人を含む総人口に対する実績である。



- **総括**

生活環境分野については、10指標を掲げており、目標達成度に対する評価は、A（目標を達成）が6指標、B（目標値を75%以上達成）が1指標、C（目標値を50%以上達成）が1指標、－（未評価）が2指標となっています。

1. **生活環境の保全**

- 河川水質の改善**

- 下水道の普及率については、国の補助金等を活用し下水道整備を行うことで着実な進捗が図られました。下水道普及率及び水洗化率は、河川の水質に大きな影響を及ぼすものであり、今後も下水道接続の理解を得るための情報提供等を行っていきます。また、河川浄化対策として、水質調査などの啓発活動を行いました。

2. **有害化学物質等の対策**

- 化学物質に関する情報提供と適正管理の推進**

- 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、例年実施しているイベントでの情報提供は行いませんでしたが、広報での周知や窓口でのパンフレット配布により、化学物質に関する継続的な情報提供を適切に行いました。

### 3 快適環境分野 — 快適でいつまでも住み続けたいと思うまち —

環境基本計画			関連指標		実績			目標達成度に対する評価※1	算出式(a/b)	担当課
方針	施策の方向	施策	指標	目標値	計画策定時	R2年度	累積			
1. 環境と調和したまちづくり	開発事業における環境配慮の推進	3-1-2 環境配慮建築物の促進	環境に配慮した建築物となるよう指導件数	50件/年	44件/年	46件/年		B	b	開発建築課
		3-1-5 公園の整備	市民一人当たりの都市公園面積	2.6m <sup>2</sup> /人	1.96m <sup>2</sup> /人	2.1m <sup>2</sup> /人 (前年度比-0.01m <sup>2</sup> /人)		D	a	公園みどり課
	公園・緑地の整備	3-1-7 市民との協働による公園整備・維持管理の推進	町会自治会等公園管理委託	42箇所	34箇所	-6箇所	38箇所	A	a	公園みどり課
		緑道・遊歩道の整備	3-1-9 緑道・遊歩道の整備	緑道・遊歩道(親水化)整備延長	7,800m	6,700m	295m	7,795m	A	a
2. 八潮らしい景観づくりと伝統文化の保全	良好な都市景観の形成	3-2-2 景観まちづくりの推進	優良建築物誘導件数	30件	1件	1件	17件	A	a	都市計画課
			景観計画届出における景観配慮の誘導件数	850件	262件	38件	606件	A	a	都市計画課
3. 自然とふれあい、豊かで潤いのある暮らしのできる場・機会の創出	自然・環境を体験し、楽しむ機会の提供	3-3-1 自然にふれあうイベントの実施	野外活動事業等回数	7回/年	6回/年	0回/年		-	b	社会教育課
		3-3-2 市民参加による自然環境調査等の実施	市民参加による自然環境調査等回数	3回/年	0回/年	0回/年		-	b	環境リサイクル課

※1 新型コロナウイルス感染拡大防止等の観点から、予定していた取組が実施できず、目標値の50%未満となったものについては、- (未評価) としている。

## ● 総括

快適環境分野については、8指標を掲げており、目標達成度に対する評価は、A（目標を達成）が4指標、B（目標値を75%以上達成）が1指標、D（目標値の50%未満）が1指標、－（未評価）が2指標となっています。

### 1. 環境と調和したまちづくり

#### ① 開発事業における環境配慮の推進

各法律に基づく認定申請等に対し、適正に認定を行い、今後も開発事業と環境との調和を図っていきます。

#### ② 公園・緑地の整備

都市公園の整備を進めており、令和2年度の新たな供用はありませんでした。また、人口が増加したために、令和元年度と比較して市民一人当たりの都市公園面積はわずかに減少しました。今後も、地域的なバランスがとれた都市公園の配置とするため計画的に公園の整備を行っていきます。

その他に、町会等に公園の維持管理を依頼し、市民と協働で公園の維持管理を進めています。

#### ③ 緑道・遊歩道の整備

河川や用水路等の資源を活用し、葛西用水親水化において遊歩道の整備を推進しています。県の補助金「川の国埼玉 はつらつプロジェクト」に応募し、選定されたため、平成29年度から令和2年度までの4か年で順次整備を行い、令和2年度で計画区間の親水化整備が完了しました。

### 2. 八潮らしい景観づくりと伝統文化の保全

#### 良好な都市景観の形成

景観計画届出における景観配慮の誘導件数については、令和2年度実績は38件であり、単年度の目標を達成しました。今後も良好な景観の形成を図るため、事業者と協議しながら景観に配慮した計画にするよう努めます。

### 3. 自然とふれあい、豊かで潤いのある暮らしのできる場・機会の創出

#### 自然・環境を体験し、楽しむ機会の提供

市民参加による自然環境調査等については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、実施できませんでした。中川河川敷におけるノウルシの保全活動などを引き続き実施してまいります。

4 地球環境分野 —温室効果ガスやごみの排出量が削減された地球環境を守るまち—

環境基本計画			関連指標		実績			目標達成度 に対する 評価※1	算出式 (a/b)	担当課
方針	施策の方向	施策	指標	目標値	計画策定時	R2年度	累積			
1. 省資源 の推進	省エネルギーの推進	4-1-2 公共施設に おける省エ ネ機器の率 先導入	導入か所	累積 10か所	累積 5か所	9か所	累積 67か所	A	a	環境リサイクル 課、アセットマ ネジメント推進 課、教育総務課
		4-1-5 再生可能エ ネルギーの 導入	市内にお ける太陽光 発電設備の 発電容量 (累計)	9,640kW	6,732kW	534kW	15,267kW	A	a	環境リサイクル 課
2. 低炭素 型まちづく りの推進	地球温暖化 の防止	4-2-1 地球温暖化 防止に関す る計画の策 定	市の事務・ 事業に伴い 排出する温 室効果ガス 排出量	4,308t-CO <sub>2</sub>	4,637t-CO <sub>2</sub>	5,906t-CO <sub>2</sub> (前年度比 -103t-CO <sub>2</sub> )		D	a	環境リサイクル 課
3. ゴミの 減量化の推 進	3 R活動の 推進	4-3-1 リサイクル 活動の推進	リサイクル フェアの参 加人数	2,000人	1,500人	中止		—	b	環境リサイクル 課
			資源回収団 体の登録数	90団体	80団体	3団体	106団体	A	a	環境リサイクル 課
		4-3-3 ごみ排出方 法の指導	1人1日のご み排出量 (家庭系可 燃ごみ)	520g	570g	564.3g (前年度比 +15.85g)		D	a	環境リサイクル 課
		4-3-5 循環資源利 用の推進	資源化率 (リサイクル プラザ <sup>※</sup> )	85.0%	75.6%	84.88% (前年度比 +0.61%)		A	a	環境リサイクル 課
			資源化率 (可燃ごみ含 む)	20.0%	12.0%	16.2% (前年度比 +0.8%)		A	a	環境リサイクル 課
4. 地球環 境に配慮し た日常生活 や事業活動	環境に配慮 したライフ スタイルの 普及	環境に関連 するイベン トの実施	参加者人数	21,500人	18,514人	中止		—	b	環境リサイクル 課
5. 地球温 暖化による 被害軽減	温暖化対策	ヒートアイ ランドの対 策	広報紙等 によるうち水 等の普及	1回/年	1回/年	0回/年		—	b	環境リサイクル 課

※1 新型コロナウイルス感染拡大防止等の観点から、予定していた取組が実施できず、目標値の50%未満となったものについては、—（未評価）としている。

## ● 総括

地球環境分野については、10指標を掲げており、目標達成度に対する評価は、A（目標を達成）が5指標、D（目標値の50%未満）が2指標、－（未評価）が3指標となっています。

### 1. 省資源の推進

#### 省エネルギーの推進

公共施設における省エネ機器の率先導入については、氷蓄熱方式（夜間電力使用）、LED照明及び省エネ型空調機を導入し、省エネルギー化に努めました。

再生可能エネルギーの導入については、住宅用太陽光発電設備の設置者に対し補助金を交付しました。

### 2. 低炭素型まちづくりの推進

#### 地球温暖化の防止

平成28年度に八潮市地球温暖化対策実行計画（事務・事業編）を改定し、運用管理を行っています。なお、計画の対象範囲等を見直したことで排出量が大きく増加しましたが、今後においては目標値の見直しを行い、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいきます。

### 3. ごみの減量化の推進

#### 3R活動の推進

令和元年度と比較して、1人1日のごみ排出量については増加し、資源化率についてはわずかに増加しました。今後のごみの減量化や資源化及び食品ロス等に関して、広報やホームページ等で広く市民への周知を図ります。

### 4. 地球環境に配慮した日常生活や事業活動の普及促進

#### 環境に配慮したライフスタイルの普及

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、例年実施している環境に関連するイベントは中止しましたが、窓口でのパンフレット配布などを行い、環境に配慮したライフスタイルの普及に努めました。

### 5. 地球温暖化による被害軽減

#### 温暖化対策

打ち水の普及については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、イベントでの周知はできませんでしたが、広く市民に周知するため、窓口でのパンフレットの配布を継続して行いました。

## 5 環境活動分野 —みんなが環境への思いやりを持ち環境活動に参加するまち—

環境基本計画			関連指標		実績			目標達成度 に対する 評価※1	算出式 (a/b)	担当課
方針	施策の方向	施策	指標	目標値	計画策定時	R2年度	累積			
2. 環境教育・環境学習の推進	生涯学習等における環境学習の推進	5-2-1 出前講座の実施	環境に関する出前講座等の実施回数	12回/年	1回/年	1回/年		—	b	環境リサイクル課
		5-2-4 文化財愛護啓発活動の充実	各種講座の開催	23回/年	23回/年	3回/年		—	b	文化財保護課

※1 新型コロナウイルス感染拡大防止等の観点から、予定していた取組が実施できず、目標値の50%未満となったものについては、—（未評価）としている。

### ● 総括

環境活動分野については、2指標を掲げており、目標達成度に対する評価は、すべて—（未評価）となっています。

#### 1. 環境教育・環境学習の推進

##### 生涯学習等における環境学習の推進

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、各種講座や施設見学等の実施頻度が減少となりました。



出前講座  
(大瀬小学校)



## 第4章 八潮市地球温暖化対策実行計画

### (事務・事業編) における進捗状況

#### ・進捗状況

平成28年度に計画を改定し、市内の省エネなどに関わる取組の推進、温室効果ガス排出量の削減（抑制）に取り組んでいます。

市役所における温室効果ガスの排出削減目標及び実績は以下のとおりです。

温室効果ガスの排出削減目標

温室効果ガス排出量	基準値 <sup>※1</sup> (基準年度： 平成26年度)	目標値 <sup>※2</sup> (令和2年度)	実績値 <sup>※3</sup>		
			平成30年度	令和 <sup>※4</sup> 元年度	令和2年度
	4,637t-CO <sub>2</sub>	4,308t-CO <sub>2</sub>	6,569t-CO <sub>2</sub>	5,872t-CO <sub>2</sub>	5,906t-CO <sub>2</sub>

※1 基準値は、第5次八潮市総合計画における成果指標を示します。

平成21年度の計画策定時の対象範囲における温室効果ガス排出量です。

※2 目標値は埼玉県の中期目標に準じて設定しました。埼玉県が平成26年度に改定する予定だった削減目標値である、「令和2年までに平成17年度比17%削減」を参考にしました。

(八潮市の平成17年度の値は5,191t-CO<sub>2</sub>)

※3 温室効果ガス実績値については、基準値（平成26年度）の対象範囲となる施設数は60施設として算出していましたが、平成28年度の実績値からは、対象範囲となる施設数を76施設として算出することとしたため排出量が増加しました。

※4 令和元年度の温室効果ガス実績値については、排出係数が変更となったため、修正しております。

## 1. 住宅用太陽光発電の設置に対する補助金

本市では、平成22年度より市内における一般住宅への太陽光発電を主とする新エネルギー等の導入促進を図り、石油に替わるエネルギーの確保及び地球温暖化対策を推進するため、太陽光発電システムと高効率給湯器等を組み合わせて設置した方を対象に、最大20万円の補助金を交付しました。

また、平成24年度から制度を変更し、平成25年度まで一般住宅に太陽光発電システムを設置した方に対し5万円の補助金を交付、平成26年度以降は3万円の補助金を交付しました。

年度	交付件数	交付額（総額）	発電量（年間）	CO <sub>2</sub> 削減量（年間）
平成22年度	35件	6,619,000円	114,143kWh	43.8t-CO <sub>2</sub>
平成23年度	51件	9,708,000円	191,415kWh	71.8t-CO <sub>2</sub>
平成24年度	100件	5,000,000円	354,587kWh	164.5t-CO <sub>2</sub>
平成25年度	100件	5,000,000円	334,019kWh	175.4t-CO <sub>2</sub>
平成26年度	74件	2,220,000円	285,585kWh	151.4t-CO <sub>2</sub>
平成27年度	54件	1,620,000円	222,408kWh	112.3t-CO <sub>2</sub>
平成28年度	50件	1,500,000円	202,259kWh	101.1t-CO <sub>2</sub>
平成29年度	50件	1,500,000円	213,218kWh	103.6t-CO <sub>2</sub>
平成30年度	50件	1,500,000円	217,502kWh	103.3t-CO <sub>2</sub>
令和元年度	50件	1,500,000円	210,538kWh	98.5t-CO <sub>2</sub>
令和2年度	35件	1,050,000円	134,510kWh	61.5t-CO <sub>2</sub>
<b>累計</b>	<b>649件</b>	<b>37,217,000円</b>	<b>2,480,184kWh</b>	<b>1187.2t-CO<sub>2</sub></b> (※1)

※1：杉の木約84,800本分

【算定方法】（環境省地球温暖化対策事業効果算定ガイドブックより）

- ・年間発電量（kWh）＝システム利用率（0.1）（※2）×年間時間（8760h）×定格出力（kW）
- ・年間CO<sub>2</sub>排出削減量（t-CO<sub>2</sub>）＝0.001×年間発電量（kWh）×東京電力（株）CO<sub>2</sub>排出係数（※3）

※2：地域グリーンニューディール基金事業に係る実績報告書作成マニュアルより0.1を採用

※3：環境省HPより（単位：kg-CO<sub>2</sub>）

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
0.384	0.375	0.464	0.525	0.530	0.505	0.500	0.486	0.475	0.468	0.457



## 第5章 日常業務における環境配慮の推進

### ・紙及び水の使用量、ごみの排出量

年度	紙の使用量		ごみの排出量	水の使用量
平成30年度	A4換算	13,408,977枚	271,341kg	95,372m <sup>3</sup>
	B5換算	5,403,200枚		
令和元年度	A4換算	10,891,208枚	226,193kg	92,608m <sup>3</sup>
	B5換算	3,076,622枚		
令和2年度	A4換算	15,108,259枚	207,079kg	70,311m <sup>3</sup>
	B5換算	4,760,601枚		

日常業務における環境配慮について、職員は具体的に以下のようなことに取り組んでいます。（取り組んでいる内容の一部）

#### （1）各部署による対策

##### ■紙使用量の削減

- 古紙配合率の高い用紙を使用する。

##### ■廃棄物の発生抑制、分別排出、リサイクルの徹底

- ごみを作らない、ごみを減らす。ごみを排出するときは分別を徹底する。

##### ■水使用量の削減

- トイレ用水の水圧調整、庁用車の洗車方法の改善等を行う。

##### ■グリーン購入・調達※

- グリーン購入・調達を行う。

※ 製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

グリーン購入・調達は、購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っています。

## (2) 職員の行動

### ■紙使用量の削減

- 両面印刷・両面コピー（機密文書のリサイクルにあたっては、個人情報保護を徹底）を行う。
- 重複のない資料の作成を行う。
- 庁内LAN、電子メールを活用する。
- 使用済みの封筒は内部交換文書等に再利用する。

### ■廃棄物の発生抑制、分別排出、リサイクルの徹底

- ビン・缶・ペットボトルのリサイクルを徹底する。

### ■水使用量の削減

- 蛇口をこまめに閉め、水が流れたままにしない。
- トイレの2度流しをしない。

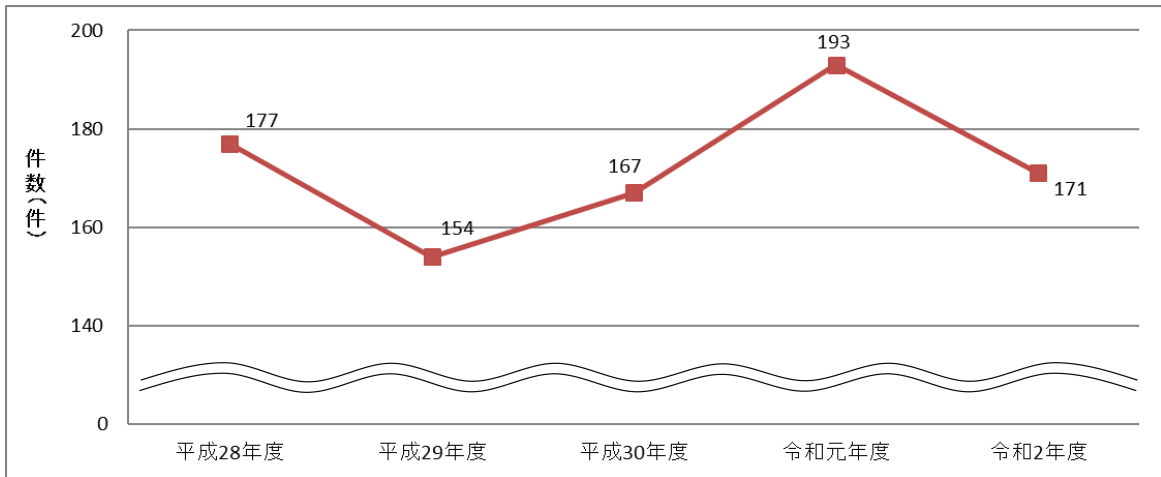


# 第6章 公害

## 1. 公害等苦情の発生状況

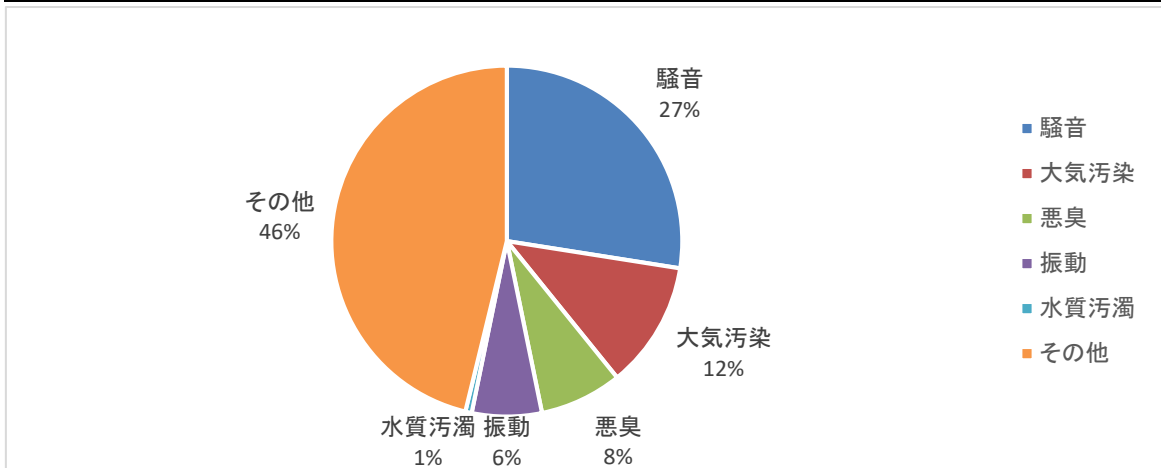
令和2年度の苦情件数は171件で、騒音が最も多く約27%を占めています。続いて、大気汚染・悪臭・振動・水質汚濁の順になっています。

●公害苦情件数



●令和2年度公害等別苦情件数

	件数
大気汚染	20件
水質汚濁	1件
騒音	47件
振動	11件
地盤沈下	0件
悪臭	13件
土壌汚染	0件
その他	79件
<b>計</b>	<b>171件</b>



## 2. 騒音

騒音の種類には、工場や事業場、建設作業、自動車騒音、鉄道騒音、航空機騒音などがあります。騒音は「好ましくない音」「ない方がよい音」であり、生活環境を損なうため規制されています。

令和2年度は47件で令和元年度の65件より18件減少しました。

### <騒音苦情件数>

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
苦情受理件数	100件	84件	79件	62件	65件	47件

## 3. 振動

振動は、騒音と同時に発生する場合があります。工場や事業場、各種交通機関等の動力源から発生し、その振動が家屋に伝わることで精神的苦痛や壁等のひび割れ等の物的な損害を与えたりします。

令和2年度は11件で令和元年度の13件より2件減少しました。

### <振動苦情件数>

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
苦情受理件数	12件	16件	11件	15件	13件	11件

## 4. 悪臭

悪臭は、自動車の排気ガスや生ごみ、工場のばい煙など、さまざまな要因により発生します。本市における悪臭に関する苦情件数は、近年減少傾向にあります。

また、悪臭は臭いの質から、腐敗臭、焦げ臭、薬品臭の3つに大別されます。悪臭が発生しやすい業種は、化学工業、塗装業、印刷業、食料品製造業などです。また、臭いを発生させる物質は、40万種類以上存在するともいわれ、その防止対策については大変困難なものになっています。

防止対策としては、原材料の改善や脱臭装置の設置などが必要ですが、根本的には土地利用を適正にすることが効果的です。

また、八潮市では、事業所に対する監視、指導の強化を図るため、三点比較式臭袋による臭気濃度測定、機器分析による特定悪臭物質及び有害ガスの物質濃度測定を実施しています。

### <悪臭苦情件数>

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
苦情受理件数	26件	32件	20件	23件	23件	13件

## ●三点比較式臭袋による臭気濃度測定結果

### <令和2年9月実施>

測定事業所	試料採取場所	測定結果	排出基準 <sup>※1</sup>	適・否
事業所A	敷地境界線	85倍	県条例30倍	否 <sup>※2</sup>
事業所B	敷地境界線	10倍未満	協定30倍 県条例30倍	適
事業所C	敷地境界線	13倍	協定20倍 県条例30倍	適

※1 埼玉県生活環境保全条例及び公害防止協定書に基づく規制基準を適用。

※2 排出基準に不適合だった事業所に対しては、文書による改善指導を実施した。

### <令和2年11月実施>

測定事業所	試料採取場所	測定結果	排出基準 <sup>※1</sup>	適・否
事業所A	敷地境界線	10倍未満	県条例30倍	適
事業所D	気体排出口	3100倍	県条例1000倍	否 <sup>※2</sup>
事業所E	気体排出口	10倍未満	県条例1000倍	適

※1 埼玉県生活環境保全条例に基づく規制基準を適用。

※2 排出基準に不適合だった事業所に対しては、文書による改善指導を実施した。

### <令和3年1月実施>

測定事業所	試料採取場所	測定結果	排出基準 <sup>※1</sup>	適・否
事業所F	敷地境界線	10倍未満	協定20倍	適
事業所G 施設①	気体排出口	420倍	県条例1000倍	適
事業所G 施設②	気体排出口	170倍	県条例1000倍	適

※1 埼玉県生活環境保全条例及び公害防止協定書に基づく規制基準を適用。

●機器分析による特定悪臭物質及び有害ガスの物質濃度測定結果

<令和2年11月実施>

測定事業所	資料採取間所	測定項目	測定結果	排出基準 <sup>※1</sup>	適・否
事業所A	敷地境界線	酢酸エチル	0.01ppm未満	3ppm	適
		トルエン	0.03ppm	10ppm	
		キシレン	0.01ppm未満	1ppm	
事業所D	排ガス処理施設	塩化水素	1ppm未満	25ppm	否 <sup>※2</sup>
		メタノール	310ppm	200ppm (合計)	
		トルエン	22ppm		
事業所E	排ガス処理施設	酢酸エチル	0.01ppm未満	57ppm	適
		トルエン	0.17ppm	190ppm	
		アンモニア	0.2ppm	19ppm	

※1 悪臭防止法、埼玉県生活環境保全条例又は八潮市公害防止条例による基準を適用。

※2 排出基準に不適合だった事業所に対しては、文書による改善指導を実施した。

<令和3年1月実施>

測定事業所	資料採取間所	測定項目	測定結果	排出基準 <sup>※1</sup>	適・否
事業所F	排ガス処理施設	ばいじん	0.025g/m <sup>3</sup>	0.15g/m <sup>3</sup>	適
		塩化水素	40g/m <sup>3</sup>	500g/m <sup>3</sup>	
事業所G 施設①	排ガス処理施設	塩化水素	0.85ppm	25ppm	適
		硫化水素	0.24ppm	10ppm	
		硫酸	0.35mg/m <sup>3</sup>	1mg/m <sup>3</sup>	
事業所G 施設②	排ガス処理施設	塩化水素	0.95ppm	25ppm	適

※1 悪臭防止法、埼玉県生活環境保全条例又は八潮市公害防止条例による基準を適用。

## 5. 公害防止条例に基づく工場届出数

令和2年度の八潮市公害防止条例に基づく設置許可申請数は8件、変更許可申請数は11件、許可認定工場数は12件でした。

年度	設置許可申請数	変更許可申請数	許可認定工場数
平成23年度	8件	7件	7件
平成24年度	9件	9件	11件
平成25年度	7件	4件	9件
平成26年度	3件	6件	8件
平成27年度	4件	6件	8件
平成28年度	6件	6件	5件
平成29年度	5件	7件	4件
平成30年度	11件	5件	7件
令和元年度	4件	4件	4件
令和2年度	8件	11件	12件

## 6. 河川等の水質

綾瀬川は、昭和30年代に入ると、流域の急速な都市化と産業の進展により、生活排水や工場排水が流入して水質汚濁が進み、昭和55年から平成6年までの間、国土交通省が発表する一級河川の水質ランキングで全国ワースト1という状況が続きました。

そこで、綾瀬川の水質の改善のために、綾瀬川の中下流域に位置する自治体（足立区、葛飾区、川口市、草加市、越谷市、八潮市）によって、昭和51年4月に「綾瀬川浄化対策協議会」を発足させ、水質や水生生物調査、啓発活動などの活動を続けてきました。協議会の浄化対策としての目的が達成されたことから平成29年度に解散となりましたが、今後も各自治体で水質改善、水環境の維持に取り組むとともに、啓発事業は沿川自治体と連携のもと継続していきます。

また、水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンス）に基づき、流域14市区町、学識経験者、埼玉県・東京都・建設省江戸川工事事務所（平成6年当時）の代表者による「綾瀬川清流ルネッサンス21 地域協議会」が平成6年11月に発足し、浄化施設の建設などの事業を行いました。その後、これを引き継いで発足した「綾瀬川清流ルネッサンスⅡ地域協議会」を経て、平成23年度に「綾瀬川清流ルネッサンス連絡会」が発足しました。これまでの国・流域自治体・住民の取組の成果により綾瀬川の水環境改善が概ね図られたことから、平成28年度に解散となりました。

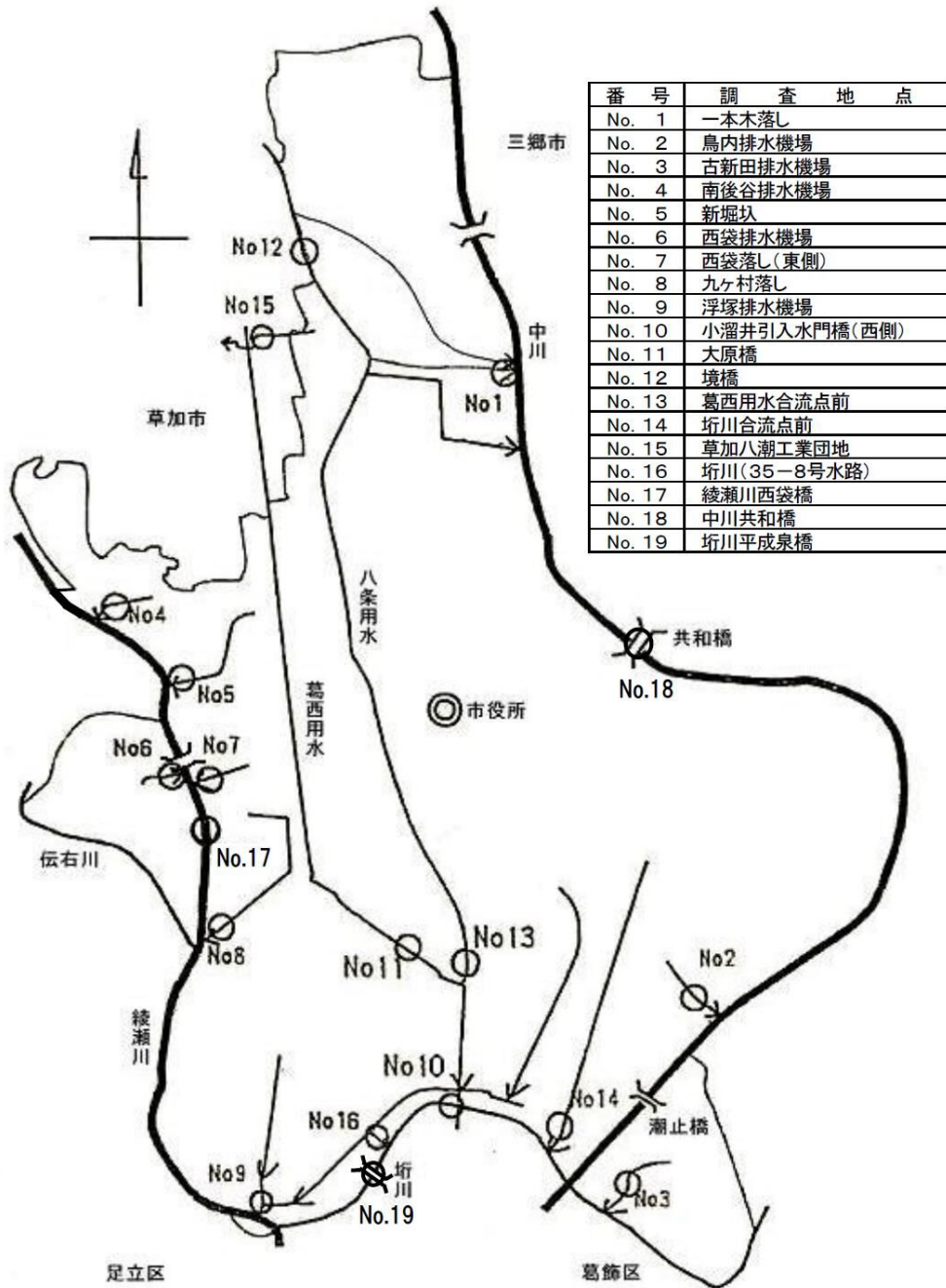
一方で、平成25年9月には、埼玉県と県内流域24市町により「綾瀬川・中川水質改善流域協議会」が発足し、綾瀬川及び中川における浄化対策の総合的な施策を推進することを目的とした会議を行っています。

さらに、埼玉県が主体となり、綾瀬川流域で川の再生活動に取り組む団体、流域住民、綾瀬川流域の県内市町などが、綾瀬川の再生を進めるための方策について話し合うための場として、同じく平成25年9月から「綾瀬川再生流域会議」を発足しました。

本市独自の取組としては、河川等における水質の現況及び動向を把握するため、毎年、河川水質定期調査及び排水機場における底質・土壌測定調査を実施しています。



図 - 1 水質調査地点図



●河川水質定期調査（令和2年度）

調査項目		調査地点	No. 1 一本木落し	No. 2 鳥内排水機場	No. 3 古新田 排水機場	No. 4 南後谷 排水機場	環境基準	
採水年月日			R02. 11. 10	R02. 11. 10	R02. 11. 10	R02. 11. 10	—	
採水時刻			9 : 25	16 : 00	15 : 30	10 : 50	—	
現地調査項目	天候	前日	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	—	
		当日	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	—	
	流れの方向		順流	停止	停止	順流	—	
	全水深	(m)	1. 25	0. 98	0. 76	2. 00	—	
	採水位置		流心	流心	流心	流心	—	
	色相		淡緑色	淡黄色	淡黄色	淡黄色	—	
	臭気		無臭	中下水臭	中下水臭	微下水臭	—	
	外観		透明	特になし	特になし	特になし	—	
	付近の状況		—	—	—	—	—	
	気温	(℃)	10. 8	14. 0	14. 1	12. 1	—	
	水温	(℃)	13. 8	15. 8	16. 0	17. 0	—	
	透視度	(cm)	89	27	18	18	—	
	底泥層の厚さ		(cm)	15	5	12	25	—
生活環境項目	p H		7. 3	6. 9	7. 2	7. 2	6. 5以上8. 5以下	
	DO	(mg/L)	7. 4	2. 6	1. 3	0. 9	5 以上	
	BOD	(mg/L)	1. 1	6. 7	24	7. 6	5 以下	
	COD		(mg/L)	4. 1	10	20	10	—
	SS		(mg/L)	5	12	9	10	50 以下
	ノルマル ヘキサン 抽出物質	不揮発性鉱物油類	(mg/L)	<0. 5	<0. 5	<0. 5	<0. 5	—
		不揮発性動植物油脂類	(mg/L)	<0. 5	0. 7	1. 0	1. 3	—
	全窒素		(mg/L)	3. 4	10	15	5. 7	—
	全リン		(mg/L)	0. 18	0. 83	2. 7	0. 87	—
その他の項目	電気伝導率		(mS/m)	43. 5	52. 2	58. 8	56. 7	—
健康項目	カドミウム		(mg/L)	< 0. 0003	< 0. 0003	< 0. 0003	< 0. 0003	0. 003 以下
	全シアン		(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
	鉛		(mg/L)	< 0. 005	< 0. 005	< 0. 005	< 0. 005	0. 01 以下
	六価クロム		(mg/L)	< 0. 02	< 0. 02	< 0. 02	< 0. 02	0. 05 以下
	砒素		(mg/L)	< 0. 005	< 0. 005	< 0. 005	< 0. 005	0. 01 以下
	総水銀		(mg/L)	< 0. 0005	< 0. 0005	< 0. 0005	< 0. 0005	0. 0005以下
	トリクロロエチレン		(mg/L)	< 0. 002	< 0. 002	< 0. 002	< 0. 002	0. 01 以下
	テトラクロロエチレン		(mg/L)	< 0. 0005	< 0. 0005	< 0. 0005	< 0. 0005	0. 01 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン		(mg/L)	< 0. 0005	< 0. 0005	< 0. 0005	< 0. 0005	1 以下	
備考								

調査項目		調査地点		No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	環境基準	
				新堀込	西袋排水機場	西袋落し	九ヶ村落し		
採水年月日				R02. 11. 10	R02. 11. 10	R02. 11. 10	R02. 11. 10	—	
採水時刻				11 : 25	12 : 05	10 : 00	12 : 50	—	
現地調査項目	天候	前日		晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	—	
		当日		晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	—	
	流れの方向			順流	順流	順流	停止	—	
	全水深	(m)		0.03	0.75	0.25	0.90	—	
	採水位置			流心	流心	流心	流心	—	
	色相			淡黄色	無色	淡黄色	淡黄色	—	
	臭気			微下水臭	微下水臭	中下水臭	微下水臭	—	
	外観			特になし	特になし	泡(少量)	ゴミ	—	
	付近の状況			—	—	—	—	—	
	気温	(°C)		13.0	14.3	11.5	17.0	—	
	水温	(°C)		16.7	17.4	13.5	15.6	—	
	透視度	(cm)		32	>100	22	47	—	
	底泥層の厚さ			0	0	5	15	—	
生活環境項目	pH			7.3	7.4	6.8	6.9	6.5以上8.5以下	
	DO	(mg/L)		2.5	3.3	3.7	5.0	5 以上	
	BOD	(mg/L)		22	2.7	7.3	5.0	5 以下	
	COD		(mg/L)		21	4.9	10	6.7	—
	SS		(mg/L)		10	3	19	7	50 以下
	ノルマル ヘキサン 抽出物質	不揮発性鉱物油類	(mg/L)		<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	—
		不揮発性動植物油脂類	(mg/L)		2.9	<0.5	0.9	0.8	—
	全窒素		(mg/L)		14	4.9	5.0	3.6	—
全リン		(mg/L)		1.9	0.20	0.99	0.20	—	
その他の項目	電気伝導率		(mS/m)		60.6	78.0	78.1	44.1	—
健康項目	カドミウム		(mg/L)		< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	0.003 以下
	全シアン		(mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
	鉛		(mg/L)		< 0.005	0.058	< 0.005	< 0.005	0.01 以下
	六価クロム		(mg/L)		< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	0.05 以下
	砒素		(mg/L)		< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.01 以下
	総水銀		(mg/L)		< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.0005以下
	トリクロロエチレン		(mg/L)		< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.01 以下
	テトラクロロエチレン		(mg/L)		< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.01 以下
1,1,1-トリクロロエタン		(mg/L)		< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	1 以下	
備考									

調査項目		調査地点		No. 9	No. 10	No. 11	No. 12	環境基準
				浮塚排水機場	小溜井引入水門橋(西側)	大原橋	境橋	
採水年月日				R02. 11. 10	R02. 11. 10	R02. 11. 10	R02. 11. 10	—
採水時刻				14 : 50	14 : 00	11 : 10	9 : 55	—
現地調査項目	天候	前日		晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	—
		当日		晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	—
	流れの方向			停止	順流	順流	順流	—
	全水深 (m)			1. 50	2. 10	0. 54	0. 20	—
	採水位置			流心	流心	流心	流心	—
	色相			淡黄色	淡灰緑色	淡灰緑色	淡灰緑色	—
	臭気			微下水臭	微藻臭	無臭	無臭	—
	外観			油膜	微濁	透明	微濁	—
	付近の状況			—	—	—	—	—
	気温 (°C)			13. 8	17. 0	16. 8	14. 2	—
	水温 (°C)			16. 1	14. 3	14. 6	13. 1	—
	透視度 (cm)			47	45	83	62	—
	底泥層の厚さ (cm)			17	5	5	0	—
生活環境項目	p H			7. 2	7. 5	7. 6	7. 5	6. 5以上8. 5以下
	D O (mg/L)			4. 3	6. 3	7. 0	8. 3	5 以上
	B O D (mg/L)			6. 1	3. 2	3. 4	1. 9	5 以下
	C O D (mg/L)			8. 0	7. 1	5. 9	7. 2	—
	S S (mg/L)			6	8	5	6	50 以下
	ノルマル ヘキサン 抽出物質	不揮発性鉱物油類 (mg/L)		< 0. 5	< 0. 5	< 0. 5	< 0. 5	—
		不揮発性動植物油脂類 (mg/L)		0. 9	< 0. 5	< 0. 5	< 0. 5	—
	全窒素 (mg/L)			7. 6	4. 7	3. 0	0. 59	—
	全リン (mg/L)			1. 1	0. 68	0. 22	0. 09	—
その他の項目	電気伝導率 (mS/m)			70. 8	156	48. 3	59. 5	—
健康項目	カドミウム (mg/L)			< 0. 0003	< 0. 0003	< 0. 0003	< 0. 0003	0. 003 以下
	全シアン (mg/L)			不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
	鉛 (mg/L)			< 0. 005	< 0. 005	< 0. 005	< 0. 005	0. 01 以下
	六価クロム (mg/L)			< 0. 02	< 0. 02	< 0. 02	< 0. 02	0. 05 以下
	砒素 (mg/L)			< 0. 005	< 0. 005	< 0. 005	< 0. 005	0. 01 以下
	総水銀 (mg/L)			< 0. 0005	< 0. 0005	< 0. 0005	< 0. 0005	0. 0005以下
	トリクロロエチレン (mg/L)			< 0. 002	< 0. 002	< 0. 002	< 0. 002	0. 01 以下
	テトラクロロエチレン (mg/L)			< 0. 0005	< 0. 0005	< 0. 0005	< 0. 0005	0. 01 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン (mg/L)			< 0. 0005	< 0. 0005	< 0. 0005	< 0. 0005	1 以下	
備考								

調査項目		調査地点		No. 13 葛西用水 合流前	No. 14 圀川合流前	No. 15 草加八潮 工業団地	No. 16 圀川 (35-8号水路)	環境基準	
				R02. 11. 10	R02. 11. 10	R02. 11. 10	R02. 11. 10	—	
採水年月日				R02. 11. 10	R02. 11. 10	R02. 11. 10	R02. 11. 10	—	
採水時刻				11 : 45	14 : 20	10 : 35	13 : 20	—	
現地調査項目	天候	前日		晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	—	
		当日		晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	—	
	流れの方向			停止	順流	順流	順流	—	
	全水深	(m)		0.67	3.37	0.40	0.56	—	
	採水位置			流心	流心	流心	流心	—	
	色相			淡灰緑色	淡灰色	無色	淡灰緑色	—	
	臭気			無臭	微下水臭	無臭	微下水臭	—	
	外観			微濁	微濁	透明	透明	—	
	付近の状況			—	—	—	—	—	
	気温	(℃)		15.2	18.0	15.0	16.7	—	
	水温	(℃)		15.0	16.4	18.2	14.5	—	
	透視度	(cm)		45	47	>100	77	—	
	底泥層の厚さ	(cm)		10	0	0	0	—	
	生活環境項目	pH			7.6	7.6	7.5	7.2	6.5以上8.5以下
DO		(mg/L)		7.6	3.1	5.7	3.2	5 以上	
BOD		(mg/L)		2.7	3.1	17	5.7	5 以下	
COD		(mg/L)		5.6	8.3	6.9	9.1	—	
SS		(mg/L)		5	5	4	3	50 以下	
ノルマル ヘキサン 抽出物質		不揮発性鉱物油類	(mg/L)		<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	—
		不揮発性動植物油脂類	(mg/L)		<0.5	<0.5	<0.5	1.3	—
全窒素		(mg/L)		2.0	9.3	2.5	7.3	—	
全リン	(mg/L)		0.23	0.93	0.38	0.83	—		
その他の項目	電気伝導率		(mS/m)	48.0	104	51.6	144	—	
健康項目	カドミウム		(mg/L)	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	0.003 以下	
	全シアン		(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	
	鉛		(mg/L)	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.01 以下	
	六価クロム		(mg/L)	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	0.05 以下	
	砒素		(mg/L)	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.01 以下	
	総水銀		(mg/L)	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.0005以下	
	トリクロロエチレン		(mg/L)	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.01 以下	
	テトラクロロエチレン		(mg/L)	< 0.0005	< 0.0005	0.0006	< 0.0005	0.01 以下	
1,1,1-トリクロロエタン		(mg/L)	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	1 以下		
備考									

調査項目		調査地点		No. 17 綾瀬川 西袋橋	No. 18 中川 共和橋	No. 19 圀川 平成泉橋	環境基準	
				R02. 11. 10	R02. 11. 10	R02. 11. 10	—	
採水年月日				R02. 11. 10	R02. 11. 10	R02. 11. 10	—	
採水時刻				9 : 30	8 : 45	12 : 55	—	
現地調査項目	天候	前日		晴れ	晴れ	晴れ	—	
		当日		晴れ	晴れ	晴れ	—	
	流れの方向			順流	順流	順流	—	
	全水深	(m)		1.95	1.57	1.22	—	
	採水位置			流心	流心	流心	—	
	色相			淡褐色	淡緑色	淡灰緑色	—	
	臭気			泥臭	無臭	微藻臭	—	
	外観			落ち葉	透明	微濁	—	
	付近の状況			—	—	—	—	
	気温	(℃)		11.9	10.8	18.0	—	
	水温	(℃)		14.8	13.7	15.3	—	
	透視度	(cm)		55	>100	40	—	
	底泥層の厚さ	(cm)		5	5	5	—	
生活環境項目	pH			7.1	7.2	7.4	6.5以上8.5以下	
	DO	(mg/L)		7.2	8.0	6.2	5 以上	
	BOD	(mg/L)		1.9	1.0	2.1	5 以下	
	COD	(mg/L)		5.7	3.9	5.7	—	
	SS	(mg/L)		7	5	9	50 以下	
	ノルマル ヘキサン 抽出物質	不揮発性鉱物油類	(mg/L)		—	—	—	—
		不揮発性動植物油脂類	(mg/L)		—	—	—	—
	全窒素		(mg/L)		—	—	—	—
	全リン		(mg/L)		—	—	—	—
その他の項目	電気伝導率	(mS/m)		44.0	45.0	218	—	
健康項目	カドミウム		(mg/L)		—	—	0.003 以下	
	全シアン		(mg/L)		—	—	検出されないこと	
	鉛		(mg/L)		—	—	0.01 以下	
	六価クロム		(mg/L)		—	—	0.05 以下	
	砒素		(mg/L)		—	—	0.01 以下	
	総水銀		(mg/L)		—	—	0.0005以下	
	トリクロロエチレン		(mg/L)		—	—	0.01 以下	
	テトラクロロエチレン		(mg/L)		—	—	0.01 以下	
1,1,1-トリクロロエタン		(mg/L)		—	—	1 以下		
備考								

は参考として接続する河川の環境基準(C類型)に不適合。

●底質・土壌測定結果

測定項目		西袋排水機場	南後谷排水機場	底質の 暫定除 去基準
採取年月日		令和3年1月28日	令和3年1月28日	
採取時刻		10:45	12:00	
カドミウム	m g / k g	1.1	0.2	—
鉛	m g / k g	630	15	—
ヒ素	m g / k g	8.8	2.5	—
総水銀	m g / k g	0.1	<0.1	25
アルキル水銀	m g / k g	<0.1	<0.1	—
六価クロム	m g / k g	<0.5	<0.5	—
全クロム	m g / k g	240	40	—
P C B	m g / k g	<0.05	<0.05	10
含水率	%	48.6	22.0	—
強熱減量	%	15.0	1.5	—

## 第7章 生物多様性の保全と対策

### 1. 鳥獣の捕獲等

埼玉県では、アライグマやハクビシンなどの外来生物による、農作物への被害や人家に住み着く等などの生活被害、また、カラスなどによる糞害が増加しています。市ではこのような被害から捕獲の必要があると認められたときには、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、申請に対し捕獲の許可をしています。令和2年度の許可証交付数は、鳥類5件、獣類が0件でした。

また、本市では「埼玉県アライグマ防除実施計画」に基づき、アライグマを捕獲しています。その他、第12次埼玉県鳥獣管理事務計画に基づき、怪我をしている又は病気の野生鳥獣を保護し県指定の獣医師に診療を依頼しています。

#### <令和2年度 許可鳥獣の捕獲数>

鳥類	捕獲数
ドバト	263羽

#### <令和2年度 傷病野生鳥獣の保護数>

野鳥名	保護数
キジバト	1羽

### 2. 特定外来生物の防除

埼玉県では、特定外来生物であるクビアカツヤカミキリにより、樹木が弱ったり枯れたりする被害が年々増加しています。クビアカツヤカミキリの幼虫は、サクラ、モモ、スモモ、ウメなどのバラ科の樹木に寄生し、樹木の生木（辺材や心材）を食べながら2～3年かけ樹体内でさなぎとなり、成虫となります。市内では平成25年に初めて発見されました。市では被害地域の拡大の懸念から、幼虫の活動期である4～6月を中心にパトロールを実施し、被害の確認ができた樹木には、薬剤を注入するとともに、ネットで覆うなど成虫の飛散を防ぐ対策を行っています。

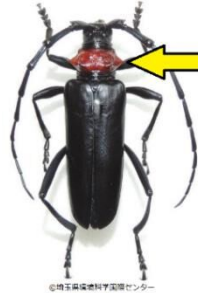
また、埼玉県では特定外来生物であるアライグマにより、野菜や果物等の作物が荒らされる農業被害や、糞尿による家屋の汚損や騒音などの家屋被害等が年々増加しています。本市では「埼玉県アライグマ防除実施計画」に基づき、捕獲器の設置によるアライグマの捕獲を行っております。



<令和2年度 特定外来生物の防除数>

昆虫類	捕獲数
クビアカツヤカミキリ	6匹
獣類	捕獲数
アライグマ	4匹

クビアカツヤカミキリ



赤い色の帯が特徴

3. 絶滅のおそれがある生物の保全

ノウルシは環境省のレッドリスト（環境省2012）で準絶滅危惧種、埼玉県レッドデータブック（埼玉県2011）で絶滅危惧Ⅱ類に指定されている植物です。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となりましたが、市民の自然環境への興味、関心を高めるため、地域の市民団体、八潮市、江戸川河川事務所と共同で中川河川敷のノウルシ植生地で自然観察会を実施しています。

ノウルシとは？

“ウルシ”と言えば漆器などに使用される、漆の木が思い浮かびますが、こちらは草の“ノウルシ”。茎や根を切った時に出る白い乳液は、触ると肌の弱い人はかぶれることもあるのが名前の由来です。湿地を好むこの植物は、近年、湿地の減少とともに数を減らし、環境省では準絶滅危惧、埼玉県では絶滅危惧Ⅱ類に指定されています。

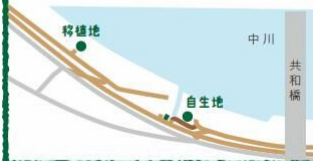
ノウルシデータ

春にしかみられず、4月には小さな黄色い花を咲かせます。しかし、黄色く色づくのは花ではなく、つぼみの時期に花を守っていた葉っぱの一部である“総苞”という部分です。地味な花の代わりに目立ち、花粉を運ぶ昆虫を呼び寄せる働きをしています。トウダイグサ科の多年草で、高さは30～40cm。



八潮市のノウルシ

八潮市内に唯一残されたノウルシが育つ場所に、堤防をつくることになりました。その際に影響を受ける部分は、400m上流の移植地へ移しました。



ノウルシを守る活動

明るく湿った場所を好むノウルシの育つ環境を守るためには、人の手によって丈の高い草を刈り取ったり、外来種を抜きとる作業を行う必要があります。現在は地域の市民団体、八潮市、江戸川河川事務所が連携し保全管理しています。



## 第8章 環境に関する活動

### 1. 環境審議会

環境政策に関する取組の実施状況及び目標の達成状況については毎年、市民や学識経験者などで構成される「環境審議会」に報告し、環境審議会からの客観的立場から意見や提言を受けます。

#### ●過去2年間の環境審議会結果

##### <令和元年度>

第1回	内容
令和元年10月29日(火)	1. 八潮市環境報告書について

##### <令和2年度>

第1回	内容
令和3年1月18日(月)	1. 八潮市環境報告書について(書面開催)

### 2. 環境関連イベント

#### ●市内で開催された主なイベント(令和2年度)

開催日	イベント名等	主催者	内容
令和2年6月8日 ～6月19日	環境月間	・八潮市 (環境リサイクル課)	環境問題に関する啓発パネルの展示やリーフレットの配布を行った。また、緑化の推進としてフウセンカズラやゴーヤの種と苗を配布した。

## 第9章 資料編

### 1. 係の事務分掌（令和2年4月1日現在）

#### 環境保全係

- (1) 環境保全対策の調査、企画及び普及に関すること。
- (2) 環境審議会に関すること。
- (3) 環境基本計画に関すること。
- (4) 公害防止に係る調整及び指導に関すること。
- (5) 公害の監視及び規制に関すること。
- (6) 公害関係法令等に基づく各種届出に関すること。
- (7) 公害防止設備利子補給に関すること。
- (8) 自然保護及び鳥獣保護に関すること。
- (9) 工業用水法（昭和31年法律第146号）及び埼玉県生活環境保全条例（平成13年埼玉県条例第57号）に基づく地下水の採取に関する規制等に関すること。
- (10) 地球温暖化対策に関すること。
- (11) 放射性物質等の測定及び低減対策に関すること。
- (12) その他環境保全・放射能対策に関すること。
- (13) 部内の連絡調整に関すること。
- (14) 課の庶務に関すること。

## 環境衛生・清掃係

- (1) 犬の登録及び狂犬病予防に関する事。
- (2) 空地等の除草の指導に関する事。
- (3) 動物愛護に関する事。
- (4) 衛生害虫等の駆除に関する事。
- (5) 墓地、納骨堂、火葬場の経営許可等に関する事。
- (6) 専用水道、簡易水道及び自家用水道に関する事。
- (7) 土砂等の堆積及び投棄の規制に関する事。
- (8) 化製場等に関する事。
- (9) 環境衛生委員会に関する事。
- (10) 清掃事業の企画、計画及び運営に関する事。
- (11) 委託業者及び許可業者の指導に関する事。
- (12) 浄化槽の設置及び適正管理に関する事。
- (13) 廃棄物減量等推進審議会に関する事。
- (14) 環境美化指導員に関する事。
- (15) その他環境衛生・清掃に関する事。

## リサイクル推進係

- (1) 廃棄物の減量化及び資源化の啓発及び推進に関する事。
- (2) 粗大ごみの収集計画に関する事。
- (3) リサイクルプラザの運営に関する事。
- (4) 一般廃棄物最終処分場に関する事。
- (5) リサイクルプラザの庶務に関する事。

## 業務係

- (1) 粗大ごみの収集に関する事。
- (2) 粗大ごみ、不燃ごみ及び資源ごみの処理に関する事。
- (3) リサイクルプラザの管理に関する事。

## 2. 八潮市環境行政の経緯

年 月	経 緯
昭和 45 年 4 月	機構改革により保健課（公害係）設置
昭和 47 年 4 月	機構改革により総務部公害交通課設置
昭和 49 年 4 月	八潮市公害対策審議会設置
昭和 49 年 12 月	八潮市公害防止条例制定
昭和 50 年 6 月	八潮市公害防止条例施行、公害分析室設置
昭和 51 年 4 月	●綾瀬川浄化対策協議会発足
昭和 51 年 9 月	●県南 7 市（二酸化硫黄総量規制）地域指定
昭和 53 年 11 月	八潮市公害防止設備資金利子補給金交付要綱制定
昭和 54 年 4 月	八潮市悪臭判定員設置
昭和 57 年 3 月	八潮市公害防止対策優良工場表彰規則制定
昭和 60 年 10 月	機構改革により民生経済部環境保全課設置
昭和 61 年 4 月	綾瀬川ワースト 1 脱却を目指しての河川懇談会発足
昭和 62～63 年	八潮市自然環境保全創造計画策定調査
昭和 63 年 2 月	●綾瀬川県南水域浄化対策推進協議会（昭和 51 年 1 月 30 日知事決裁）の廃止並びに県南都市河川浄化対策推進協議会設置]
昭和 63 年 2 月	大気汚染常時監視測定局（八潮測定局）設置
昭和 63 年 4 月	機構改革により生活経済部生活安全課設置
平成 元年 3 月	“やしおの自然” 発行
平成 3 年 12 月	八潮市環境測定室設置（都市基盤整備公団から八潮団地北側土地借用）
平成 4 年 4 月	工場認定管理システムの導入
平成 4 年 3 月	地盤沈下測定局を大原中学校に設置
平成 5 年 4 月	東側新庁舎に分析室設置
平成 5 年 11 月	電気自動車導入
平成 5 年 11 月	●環境基本法制定（公害対策基本法の廃止）
平成 6 年 3 月	八潮市水生生物調査報告書発行
平成 6 年 6 月	八潮市環境審議会設置（八潮市公害対策審議会廃止）
平成 6 年 11 月	●綾瀬川清流ルネッサンス 21 地域協議会発足
平成 7 年 4 月	●東部地域野焼き対策連絡協議会発足
平成 8 年 8 月	綾瀬川 16 年ぶりに建設省直轄一級河川の水質ワースト 1 を脱却
平成 9 年 1 月	市制施行 25 周年記念事業「市の鳥」制定
平成 9 年 12 月	●埼玉県見沼・東部地域生活環境対策推進本部発足（廃棄物不法処理対策）
平成 10 年 12 月	●埼玉県見沼・東部地域生活環境対策連絡協議会発足
平成 11 年 3 月	八潮市生活環境指標集 ' 98 発行

年 月	経 緯
平成 11 年 12 月	●埼玉県東部地域生活環境対策推進連絡協議会発足
平成 12 年 3 月	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則制定
平成 13 年 1 月	●環境省設置
平成 13 年 7 月	●埼玉県生活環境保全条例制定（埼玉県公害防止条例全面改正）
平成 13 年 9 月	市制施行 30 周年記念事業「中川ボートフェスタ」開催
平成 14 年 2 月	●綾瀬川清流ルネッサンスⅡ地域協議会発足
平成 14 年 4 月	機構改革により環境経済部環境課設置
平成 14 年 6 月	市民政策提言会議開催（年内 6 回開催）
平成 14 年 9 月	八潮市ペット霊園の設置等に関する条例制定
平成 15 年 4 月	八潮市鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則制定
平成 15 年 11 月	第 1 回八潮市環境推進大会開催（3 年毎に開催）
平成 16 年 12 月	I S O 14001 認証取得
平成 16 年 12 月	八潮市土砂等のたい積及び投棄の規制に関する条例制定
平成 18 年 3 月	大気汚染常時監視測定局（沿道測定局）廃止
平成 18 年 3 月	八潮市墓地等の経営の許可等に関する条例制定
平成 18 年 7 月	行政代執行による硫酸ピッチの撤去（12 月、作業終了）
平成 18 年 11 月	第 2 回八潮市環境推進大会開催
平成 19 年 1 月	リコーユニテック(株)におけるリスクコミュニケーション（埼玉県主催）
平成 19 年 11 月	圀川サミット（鴨下環境大臣が視察） 圀川懇談会（環境大臣、八潮市長、議長、足立区長、議長、 両区市の市民団体、町会、足立区小学生）
平成 19 年 12 月	地域環境セミナー（埼玉県環境科学国際センターと共催）
平成 19 年 12 月	八潮市環境基本条例制定
平成 20 年 1 月	八潮市環境審議会規則制定
平成 20 年 7 月	●圀川再生検討会議発足
平成 20 年 7 月	圀川調査隊（埼玉県、足立区と共催）
平成 21 年 1 月	●大気汚染常時監視測定局（八潮測定局）を水道部へ移設
平成 21 年 2 月	圀川を考える懇談会開催
平成 21 年 4 月	機構改革によりくらし安全部環境リサイクル課設置
平成 21 年 4 月	八潮市環境基本計画策定
平成 22 年 2 月	第 3 回八潮市環境推進大会開催
平成 22 年 3 月	地球温暖化対策実行計画（事務・事業編）策定
平成 22 年 5 月	新エネルギー等活用システム設置費補助金交付要綱制定

年 月	経 緯
平成 23 年 9 月	●埼玉県東南部地域放射線対策協議会設立
平成 24 年 2 月	●綾瀬川清流ルネッサンス連絡会発足
平成 24 年 10 月	八潮市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱制定
平成 25 年 2 月	“2012 やしおの自然 -市民参加による自然環境調査-” の発行
平成 25 年 2 月	第 4 回八潮市環境推進大会開催
平成 25 年 9 月	●綾瀬川・中川水質改善流域協議会発足
平成 25 年 9 月	●綾瀬川再生流域会議発足
平成 26 年 3 月	I S O 14001 認証登録返上
平成 26 年 5 月	●中川再生流域会議発足
平成 27 年 8 月	●埼玉県東南部都市連絡調整会議 自然資源部会発足
平成 28 年 2 月	第 5 回八潮市環境推進大会開催
平成 28 年 4 月	第 2 次八潮市環境基本計画策定
平成 29 年 3 月	八潮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改定
平成 30 年 3 月	●埼玉県東南部地域生物多様性ガイドライン策定
平成 30 年 4 月	●綾瀬川水環境連絡会発足

※ ●は他の機関等による

### 3. 公害防止対策優良工場

#### ●年度別表彰工場一覧表

年度	会社名	所在地	業種	用途地域
昭和 57 年度	榎本染工（有）	中央 4-13-11	繊維染色加工業	第一種中高層住居専用
	播磨燐寸（株）	新町 1	ポケットティッシュ加工 及びオフセット輪転印刷	工業専用
昭和 58 年度	ロックペイント（株）	新町 28	塗料製造業	工業専用
	埼玉県東部清掃組合 第二工場	八條 700	し尿処理工場	無指定
昭和 59 年度	近江製作所	大字二丁目 1009-1	金属加工業	工業専用
	市川製作所	南後谷 801-8	金属プレス加工業	準工業
昭和 60 年度	東新油脂（株）	木曾根 950	化学工業	第一種住居
	（有）イワキ鍍金工業	大字二丁目 434-3	電気めっき業	工業専用
昭和 61 年度	八洲コンクリート（株）	浮塚 557-1	生コンクリート製造業	準工業
	（有）岩崎化学工業所	古新田 319-1	顔料製造業	第一種低層住居専用
昭和 62 年度	リコユニテクノ（株）	鶴ヶ曾根 713	事務用品機器製造業	準工業
昭和 63 年度	（株）横山製作所	木曾根 786	金属加工業	工業
平成 元年度	（株）三幸	南後谷 200-5	印刷業	工業
平成 2 年度	日東金属工業（株）	大字二丁目 358	金属製品製造業	工業
平成 4 年度	（株）ニッテク	木曾根 547	金属加工業	工業専用
平成 7 年度	関東コンクリート（株）	古新田 608	窯業・土石製品 製造業	第一種低層住居専用

### 4. 公害防止設備資金利子補給金

#### ●公害防止設備資金利子補給金交付実績（過去 10 年）

年度	支給件数	支給金額
平成23年度	1件	161,900円
平成24年度	1件	138,600円
平成25年度	2件	310,300円
平成26年度	2件	265,500円
平成27年度	2件	220,700円
平成28年度	2件	176,500円
平成29年度	2件	131,200円
平成30年度	2件	76,700円
令和元年度	0件	0円
令和 2 年度	0件	0円



## 5. 環境関連例規（主要）

名 称	公布年月日	施行年月日
八潮市公害防止条例	昭和 49 年 12 月 24 日	昭和 50 年 6 月 10 日
八潮市公害防止設備資金利子補給金交付要綱	昭和 53 年 11 月 1 日	昭和 53 年 11 月 1 日
八潮市悪臭判定員設置要綱	昭和 54 年 4 月 2 日	昭和 54 年 4 月 2 日
八潮市公害防止対策優良工場表彰規則	昭和 57 年 3 月 26 日	昭和 57 年 4 月 1 日
八潮市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例	平成 5 年 6 月 17 日	平成 5 年 6 月 17 日
八潮市リサイクルプラザ設置及び管理条例	平成 7 年 3 月 24 日	平成 7 年 7 月 1 日
八潮市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの 放置の防止に関する条例	平成 16 年 9 月 28 日	平成 16 年 10 月 1 日
八潮市土砂等のたい積及び投棄の規制に関する条例	平成 16 年 12 月 24 日	平成 17 年 4 月 1 日
八潮市環境基本条例	平成 19 年 12 月 19 日	平成 20 年 4 月 1 日
八潮市環境審議会規則	平成 20 年 1 月 30 日	平成 20 年 4 月 1 日
八潮市路上喫煙防止条例	平成 21 年 8 月 12 日	平成 21 年 12 月 1 日
埼玉県生活環境保全条例による八潮市騒音及び 振動に係る規制基準等を定める規則	平成 26 年 3 月 27 日	平成 26 年 4 月 1 日

\* 表紙写真：ノウルシ



八潮市環境報告書  
令和2年度版

発行：八潮市

編集：八潮市生活安全部環境リサイクル課

〒340-8588 埼玉県八潮市中央1-2-1

TEL 048-996-2111（内線338）

FAX 048-995-7367

電子メール [kankyo@city.yashio.lg.jp](mailto:kankyo@city.yashio.lg.jp)

住みやすさナンバー1のまち 八潮

